

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

1 不動産を売却する目的

本市への企業立地を促進し、雇用の創出及び産業の振興並びに本市経済の活性化を図ることを目的に、第2岩坂工業団地を二幸冷蔵運輸株式会社に分譲（売却）するものである。

2 売却する不動産の所在、地目及び面積

霧島市国分川原字平石1102番3	山林	793m <sup>2</sup>
霧島市国分川原字平石1102番4	雑種地	1,214m <sup>2</sup>
霧島市国分川原字平石1102番5	宅地	5,095.41m <sup>2</sup>
霧島市国分川原字平石1102番6	山林	2,690m <sup>2</sup>
霧島市国分川原字平石1102番7	宅地	1,007.46m <sup>2</sup>
霧島市国分川原字平石1102番8	山林	2,066m <sup>2</sup>
霧島市国分上小川字梅ヶ谷4014番1	山林	7,412m <sup>2</sup>
霧島市国分上小川字梅ヶ谷4014番3	宅地	4,331.25m <sup>2</sup>
	計	24,609.12m <sup>2</sup>

3 売却額 金45,000,000円

4 売却方法 随意契約

5 売却の相手方 住 所 鹿児島市谷山港三丁目4番12号  
氏 名 二幸冷蔵運輸株式会社  
代表取締役 西山 麻由美

(提案理由)

本市への企業立地を促進し、雇用の創出及び産業の振興並びに本市経済の活性化を図ることを目的に、国分川原及び国分上小川の第2岩坂工業団地を売却しようとするものである。